

○厚生労働省告示第二百二十七号 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）...

平成十九年六月二十九日 厚生労働大臣 柳澤 伯夫

第一 障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十二号）の一部を次のように改正する。

別表第5の7の注中「10万円」を「16万円」に改める。

別表第16の1の注4中「5万円」を「3万円」に改める。

第二 児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百五十七号）の一部を次のように改正する。

別表第2の4の注1中「10万円」を「16万円」に改める。

別表第3の5の注中「10万円」を「16万円」に改める。

別表第4の1の注7中「又は児童福祉法第百三十三条」を「又は児童福祉法第百三十三条の二」に改める。

第四 次に掲げる告示の規定中「十万円」を「十六万円」に改める。

一 食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針（平成十八年厚生労働省告示第五百四十五号）第二号イ

二 食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針（平成十八年厚生労働省告示第五百六十五号）第二号イ

三 障害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法（平成十九年厚生労働省告示第三百三十三号）附則

四 障害者自立支援法施行令第四十二条の四第二項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額（平成十九年厚生労働省告示第三百三十四号）附則

五 児童福祉法施行令第二十七条の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法（平成十九年厚生労働省告示第四百十号）附則

六 児童福祉法施行令第二十七条の十一第二項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額（平成十九年厚生労働省告示第四百十一号）附則

○厚生労働省告示第二百二十八号 診療報酬の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第九十二号）に基づき、特掲診療料の施設基準等（平成十八年厚生労働省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、平成十九年七月一日から適用する。

平成十九年六月二十九日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

第十六の三中、「エリスロポエチン（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血患者の状態にあるものに投与された場合に限り）」を「エリスロポエチン（腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限り）」に改める。

平成十九年六月二十九日 厚生労働大臣 柳澤 伯夫

別表第五の四中、「及びエリスロポエチン」を「、エリスロポエチン」に改め、ものに対して投与された場合に限り）」の下に、「及びダルベオエチン（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限り）」を加える。

○厚生労働省告示第二百二十九号 診療報酬の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第九十二号）に基づき、基本診療料の施設基準等（平成十八年厚生労働省告示第九十三号）の一部を次のように改正し、平成十九年七月一日から適用する。

平成十九年六月二十九日 厚生労働大臣 柳澤 伯夫

別表第一中、「エリスロポエチン」の下に、「及びダルベオエチン」を加える。

○社会保険庁告示第十六号 平成十九年社会保険庁告示第九号（国民年金法施行令の規定に基づき社会保険庁長官の定める地を定める件）及び国民年金法施行規則の規定に基づき日本国内に住所がない者であつて社会保険庁長官が指定する法人を定める件）は、平成十九年六月三十日限り廃止する。

平成十九年六月二十九日 社会保険庁長官 村瀬 清司

○社会保険庁告示第十七号 国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和六十一年社会保険庁告示第十二号（国民年金法施行令第三条第一項の規定に基づき社会保険庁長官の定める地を定める件）の一部を次のように改正し、平成十九年七月一日から適用する。

平成十九年六月二十九日 社会保険庁長官 村瀬 清司

○農林水産省告示第八百三十九号 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十二号）第九条第六号の規定に基づき、平成十七年六月二十九日農林水産省告示第千四百四十四号（災害にかつた農地に代わる農地を造成するのに要する標準的な費用の額の算定方法を定める件）の一部を次のように改正し、この告示の日以後に発生した災害に係る災害復旧事業について適用する。

平成十九年六月二十九日 農林水産大臣 赤城 徳彦

第一号及び第二号中、「一、四九一」を「一、四九〇」に改める。

平成十九年六月二十九日 農林水産大臣 赤城 徳彦

第一号及び第二号中、「一、四九一」を「一、四九〇」に改める。

平成十九年六月二十九日 農林水産大臣 赤城 徳彦

第一号及び第二号中、「一、四九一」を「一、四九〇」に改める。

平成十九年六月二十九日 農林水産大臣 赤城 徳彦

平成十九年六月二十九日 農林水産大臣 赤城 徳彦